

平成29年度 五霞町社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

少子、高齢化の進行に加え、経済情勢や雇用環境の厳しさ、家族や地域機能の低下なども相まって、孤立やひきこもり、虐待などの課題が深刻化し、的確かつ迅速な対応が求められている。

また、社会福祉法人においても制度改革に伴い、その組織体制や事業の透明性、地域福祉への貢献が責務となる。

このような中、社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であることを使命とし、住民ニーズに迅速かつ適切に対応し、さらに住民が互いに支えあう仕組みづくりを進めていく。

今年度より、五霞町社会福祉協議会の進むべき指針となる「地域福祉活動計画」の第2次計画が始まり、五霞町地域福祉計画と五霞町地域福祉活動計画の共通理念である「大きな絆があるまち五霞」の達成に向け地域福祉活動に取り組む。

「ともに助け合い、支えあいながら安心して暮らせるまちをつくろう！」を地域福祉活動計画のキャッチフレーズとして、地域で暮らす全ての人たちが性別や年齢、障害の有無などを超えて、相互に理解し、支えあいながら安心して暮らすことを目指すために基本目標を下記のとおり定めて事業を実施する。

2. 重点目標

1. 多世代が集う機会の充実

町民の福祉意識の高揚と福祉団体の活動の促進及び普及を図るため、多世代が集う機会を充実させていく。

健康福祉まつりでは、学生をはじめとしたすべての町民が福祉やボランティアに触れる機会を活用し、意識の高揚とボランティア人口の増加を図る。

また、シニアクラブの若い世代向けの講座を開催したり、リーダーの育成の場とする等、ひばりヶ丘大学講座の内容の充実を図る。

学校教育の場においては、スポーツ交流や、昔遊びの体験、清掃指導等を通じて、子どもと高齢者の多世代が触れ合える機会を充実する。

2. 地域で支えあうしくみづくり

地域全体でともに助け合い、協力できる体制を確保するため、町民との協働による支援方法や関係機関との協力体制を強化していく。

地域包括ケアシステムの構築を進めていくことで、地域ケアシステム等の事業との連携、統合を行い、本町に適した地域福祉の充実を町との連携の上で図る。

各種相談では、心配ごと相談や介護相談、生活困窮者等相談に応じるとともに、児童、高齢者、障害者などの相談への対応、心の悩みの相談等多方面の分野にわたる相談について、関係機関等のネットワーク化を図り、各種社会資源を活用して対応していく。

3. 安心して住み続けられるまちづくり

大規模な災害に備えて関係機関と連携して、役割分担と連絡体制づくりを進めるとともに、要援護者に関する情報の共有や更新を行い災害時に備える。社会福祉協議会は災害ボランティアセンターの運営の役目があり、福祉センターひばりの里は福祉避難所の役割が求められるため、災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直しを含め職員の研修等を行い体制の強化を図る。

また、地域ぐるみでの防犯活動の促進として、登下校時のアイパトロールや振り込め詐欺などの犯罪による被害を未然に防止するため、講演会等を通じた啓発活動を進める。

さらに障害者移動支援事業や在宅福祉サービスセンター事業において、高齢者や障害のある方などが、安心して外出できるよう移動を支援していく。

4. 福祉サービス・支援の充実

地域住民が福祉を身近に感じてもらうきっかけとなる様々な活動を広く発信し、みんなで福祉に関わり、協力し合える機会の場を増やしていく。

共同募金への協力の更なる推進を行うとともに、在宅福祉サービスセンターの協力会員の増強、また情報を得やすい環境構築のため、社協だよりやホームページの内容の工夫を行っていく。

5. 社協基盤と組織体制の強化

ニーズを把握し、適切なサポートを行えるために、各種団体や事業所、町行政との連携を強化し、一体となった地域福祉の取り組みを推進していく。

また地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域住民へ各種総合事業の取り組みについて情報発信を行い、協力者を募る。

社会福祉法人制度改革への対応とし、経営執行機関である理事会、議決機関である評議員会等の位置づけを明確にし、また財政状況の公表等、法人組織の運営体制の強化を図る。

3. 実施事業

【社会福祉事業】

【法人運営事業】

1. 法人運営事業

(1) 会務の運営

①理事会・監事会・評議員会の開催

②会員の加入広報活動

③会員サービスの利用促進・周知

④広報活動

社協だより 年2回

社協旬報 年6回

ホームページの運営

Facebookの活用

組合加入世帯・会員世帯・町内公共施設

7月号、3月号

4・5月号 6・7月号 8・9月号 10・11月号 12.1月号 2・3月号

<http://www.goka-syakyo.or.jp/>

(2) 社会福祉協議会事業・活動

①ひとり暮らし高齢者等配食サービス

②ひとり暮らし高齢者等給食サービス

③訪問福祉美容

④健康福祉まつりの開催

⑤各種活動

入れ歯回収ボックス

設置箇所

福祉センター、五霞町役場

エコキャップ活動

設置箇所

福祉センター、五霞町役場、中央公民館、B&G海洋センター

植竹商店、セントラル産業、東昌寺

2. 共同募金配分事業

誰もができるボランティア活動として、「じぶんの町を良くするしくみ」である赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい募金運動への協力を呼びかける。

募金の使途を更に明確にし、周知を図る。

(1) 老人福祉活動

①在宅福祉援助活動

(a) 友愛訪問

外出困難な方の自宅に各行政区のシニアクラブ会員が慰問品持参のうえ訪問。

(b) 訪問福祉美容助成

一人で美容院等へ行くことが困難な方の自宅に、美容師が訪問し髪のカット。(年3回)

(c) 布団クリーニングサービス

寝具類の衛生管理が困難な高齢者等の布団の洗濯・乾燥・消毒サービス。(年2回)

- (d) ひとり暮らし高齢者等配食サービス
一人で食事を作ることが困難な高齢者等に、昼食を配達し、安否の確認。
(毎月第2・第4水曜日)
- (e) ひとり暮らし高齢者等給食サービス
普段外出することの困難な高齢者等に食事を提供し、コミュニケーションを図る場の提供。(年1回)

②社会参加活動

- (a) 単位シニアクラブや同好会活動の振興
- (b) ひばりヶ丘大学運営事業
シニアクラブの会員が深い連帯と認識のもと、健康増進といきがい作りを目的に運営。

③団体援助活動

- (a) シニアクラブ連合会の運営補助

④ふれ愛ベンチ設置助成

町内のゲートボール場や農村公園等へのベンチの設置助成金

(2) 障害児・者福祉活動

身体障害者福祉協議会が行うふれあい事業や、心身障害児父母の会等への助成。

(3) 児童、青少年福祉対策

- ①公園遊具整備事業
各行政区で設置されている子供の遊び場・遊具の補修・整備費の助成。
- ②団体援助活動費
 - (a) 子供会育成会の助成金
 - (b) 青少年相談員協議会の助成金
- ③小中学校高齢者疑似体験講座体験セット購入の助成。

(4) 福祉育成・援助活動

- ①法外援護事業 行路人援護、災害見舞金等
- ②AEDの設置

(5) ボランティア活動育成事業

- ①ボランティア連絡協議会の補助
- ②団体育成費
- ③ボランティア協力校の助成（小学校2校、中学校1校）

(6) 歳末たすけあい募金配分事業

各病院および行政区の民生委員の調査協力により、町内の福祉サービス対象者（準要保護世帯、独居高齢者、身体障がい者等）へ、配分委員会による慎重な配分に努め、地域のみんなで支える仕組みとして引き続き行う。

3. 健康福祉まつり事業

町民の福祉意識の高揚と福祉関係団体の活動の促進及び普及を図るため、高齢者から子どもまで多世代が集う機会として開催する。

周辺市町の関連情報を収集するなど更なる創意工夫で、関係者以外にもっと足を運んでもらえるよう、広報等の工夫を図る。

4. 心配ごと相談事業

困った時に、地域の身近な場所で相談できるように、民生委員・児童委員や身体障害者相談員や弁護士が相談に応じるとともに、地域の社会資源に繋げる。

- ※一般相談・・・毎月第2・第4火曜日・午後1時30分～4時 心配ごと相談員
- ※法律相談・・・毎月末の火曜日・予約制により午前9時～12時 弁護士

5. 善意銀行運営事業

住民福祉の増進に寄与することを目的に、町民の方々や企業、団体等から善意の技術や金品等の預託（金品、使用済切手、ペットボトルキャップ、福祉機器等）を受け、善意銀行運営委員会を経て、各種社会福祉事業の資源として払い出しを行う。

児童・生徒の福祉活動やボランティア活動の推進、各種福祉サービス等への援助や必要な方への小口資金貸付事業・防災対策事業・福祉用具貸与・障害者対策事業等に向けて備品整備や設備投資を行う。

6. 福祉用具貸与事業

町内にお住まいの高齢者や障害者の方、又はケガ等のやむを得ない諸事情により日常生活に支障を来している方に対し、特殊ベッドや車いす・杖等を貸し出す。

対象者の自立を助け、少しでも在宅で快適に過ごせるよう支援すると同時に、家族の負担軽減に繋げる。

介護保険の補完としての役割を担いつつ、緊急性の依頼に対しても対応する。

使用中の利用者に対し福祉用具の点検を兼ねた訪問等をし、より安全に利用していただけるようにする。

7. 生活福祉資金貸付事業

低所得者の方や障害をお持ちの方、高齢の方を対象に資金の貸付と相談支援を行う。相談内容によって、民生委員・行政、ハローワーク、茨城県社会福祉協議会等必要な多機関とも連携し、相談者の方の抱える課題の解決に向けて支援していく。

8. 介護職員初任者研修事業

主に五霞町の地域福祉人材の育成を目指して行っている。

希望者5名以上の開講を、希望者の需要に応じ行っていく。

【障害者自立支援事業】

1. 地域活動支援センター事業

今年度も各利用者の能力に応じて、生産活動、リサイクル活動及び施設外活動を展開していく。

生産活動では、牛乳パック製品・布製品の制作、リサイクル活動はアルミ缶やペットボトルのリサイクル、施設外においてはひばりの里の清掃及び売店設営、喫茶ぼかぼかへの人材派遣等を継続して力を入れる。

健康増進及び体力増進の観点からラジオ体操・ウォーキング・口腔ケア・気功教室をさらに定着させ、在宅生活の向上を目的とした入浴指導、清潔訓練及び生活訓練事業（簡単な食事作り等）の指導も継続する。

さらに、当事業の職員及び利用者父母会の皆様に適した各種講習会及び施設見学事業に積極的に参加・実施をする。併せて、他事業所との施設交流を行い職員と利用者の交流も図りたい。

28年度から新事業として地域奉仕活動事業（清掃面）とハイキングを実施したが、好評を得ているので今年度も地域のニーズを踏まえながら、定着化出来るように尽力していきたい。また27年度から実施の生活訓練事業も食事面だけでなく、衣類や上履きの洗濯、洗車など「やれる」を広げ、利用者の「できる」が広がるよう工夫を凝らしていく。

【受託事業】

1. 福祉センター「ひばりの里」管理運営事業

町の福祉活動の拠点の一つとして、地域への情報発信を行うとともに、地域福祉の増進を目的とした研修やボランティア活動の場、各世代の交流の場として運営をしていく。

公衆入浴施設の運営における、利用者の安全のための衛生管理関連の法令等の遵守を第一とし、現在の管理指針に沿った運営を行うとともに、衛生管理の向上する機械設備の保守管理を行う。

2. 在宅福祉サービスセンター運営事業

介護保険関係諸制度の谷間のニーズや新しいニーズの補足をするために、協力会員の募集活動や、ケアマネジャー・地域ケア・地域包括支援センター・民生委員児童委員等の関係機関との連携強化を図る。

本年においても、移送サービス運転者認定講習会（交通空白地有償運送・福祉有償運送）を実施する。

協力会員の質の向上のため、協力会員の情報交換や在宅福祉サービス県連絡会主催の講習会に積極的に参加する。

五霞町コミュニティ交通（ごかりん号）との共存に向け、関係機関とともに事務調整を円滑に図っていく。

3. 日常生活自立支援事業

実施主体の県社協より事業の一部を受託する基幹的社協として、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方に対し、日常生活の金銭管理援助及び書類等の預かりサービスなどを行い、安心して地域で生活ができるよう日常生活を支援する。

認知症高齢者の増加や障害者の地域生活移行等が進む中で、本事業に対して潜在的なニーズの掘り起こしをするため、本事業を広報に掲載し地域住民に周知・普及を進めていく。また、利用者の相談内容が複合的であることから、他機関と連携して事業を行う。

【公益事業】

[介護保険事業]

1. 指定居宅介護支援事業

要介護状態となっても、高齢者が尊厳を持って、できる限り住み慣れた地域で生活を継続していくために、個々の高齢者の状況や生活の変化に応じて介護保険サービスの他、保健、医療、福祉サービスが適切かつ円滑に提供されるよう連携調整を行う。

多様化するニーズの対応や多分野にまたがる支援、施設・居宅・医療・介護間のシームレスなケアマネジメントが行え

るよう、他職種協働によるチームケアを目指すと共に、より一層知識と実践する力を確かなものにするため、各介護支援専門員の資質や専門性の向上を図る。

月2回の介護相談を継続しながら、地域包括ケアシステムの実現に向け、地域包括支援センターや町との協働、連携を図っていく。

2. 指定訪問介護事業

(1) 指定訪問介護事業

地域に密着した事業所として「元気に・明るく・笑顔で」をキャッチフレーズで「ひまわりヘルパー」の通称で活動している。

他の事業所への啓発活動を行いながら、社会福祉協議会としての地域福祉増進も行い、今後も活動を行う。

町内在住の登録ヘルパーも多く、随時職員研修を行いながらより良いサービスができるよう努める。

人員を増やし、利用者のニーズに対応していく。

(2) 障害者移動支援事業

障害のある方に余暇活動の充実・社会参加の機会の増進を図ることができるよう目的地まで安全に移動する支援を行う。

(3) 居宅介護事業

障害のある方が、住み慣れた地域で日常生活を送れるように支援している。食事や掃除の家事だけでなく身体介護等も行いながら利用者のニーズに応えられるよう努めている。

職員も随時研修を行い様々な障害に対応できるよう努める。

(4) あったかサービス事業

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で生活するために、制度では補えない部分の自主事業としての日常生活の援助や軽度の身体介護を行う。

3. 指定通所介護事業

(1) 指定通所介護事業

要介護状態になった高齢者に身体的、精神的機能等の維持向上を目的とし、リハビリテーションやレクリエーション

等の質の向上を図る為、従事者一人一人のスキルアップを目指し、個性が活かされるよう心掛ける。

アットホームな雰囲気作りを意識し、利用者がいきいきとした日常生活が送れるよう従事者間の連携や情報共有を密にし、接遇等力を入れていきたい。

各関係機関等との連携を行い、地域に密着した質の高いサービスを提供する為、ボランティアの受け入れや新たなサービスを取入れていく。

(2) 介護予防通所介護事業

介護と予防が別棟で行うことが望ましく、サービス内容においても出来る内容の幅が広がるため、在宅生活が継続できるよう日常生活に根差した外出等を増やしていく。

(3) 通所型サービス（総合事業）

始まったばかりの事業のため形作りを念頭に取り組み、利用者がいきいきとした日常生活が送れるよう体操や趣味活動などを主体としたアットホームを目指していく。

4. 地域包括支援センター事業

一般介護予防事業の「元気はつらつ倶楽部」「ぴんしゃん教室」「元気あっぷ教室」等をとおして、高齢者の生活機能低下等について自覚を促し、介護予防に取り組む意欲を引き出せるよう、高齢者の健康維持・増進に取り組む。

総合事業対象者・要支援の方には、生活機能の低下を防ぐことができるように自立を支援し、公正中立な立場で介護予防ケアマネジメントを実践する。

認知症サポーター養成講座を行政と連携し、認知症への理解を深め、認知症の人や家族を見守るサポーターを一人でも多く増やすことを継続していく。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、様々な機関と連携し、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるよう地域包括ケアシステムの構築を図る。

茨城型地域ケアシステム構築支援事業では、要援護者の方が住み慣れた五霞町で安心して暮らせるように、民生委員や地域ボランティア、福祉関係者等の連携を強化してみまもり等の支援を行う。また、ニーズの発見や啓発に努める。